

諮問番号：令和6年度諮問第18号

答申番号：令和6年度答申第18号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和4年6月22日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

生活保護実施要領によれば、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」は、「特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えない」と示されている。

また、〇〇〇においては、敷金等の額を特別基準の4倍以内と定めている。

実施機関は、審査請求人の敷金等の支給申請に対して、生活保護申請時に賃貸契約書が作成され既に安定した住居があったものと判断し、敷金等の支給要件には該当しないと判断した。

審査請求人は、確かに現住所において賃貸契約を結んでいるが、手持ち金で敷金等を支払うことができないことは実施機関による面接時の記録及びその後の預貯金調査においても明らかである。

そうであるならば、敷金等の支払いが完了しないかぎり債務不履行による契約解除は当然にあり得ることであるため、契約を締結することがすなわち「安定した住居」があることになるとは解されず、審査請求人には「安定した住居」があったとはいえない状況であったと解するのが妥当である。

このことは、群馬県行政不服審査会の「令和元年度答申第1号住宅扶助支給申請却下処分についての審査請求」に対しての審査会の判断でも示されているところである。

よって、上記保護申請却下処分の取消しと敷金等金120,000円の支給を求めるものである。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、令和4年6月8日に、審査請求人の住居（以下「本件住居」という。）に係る礼金及び保証金の支給を求めた申請書を受理し（以下「本件申請」という。）、検討したところ、審査請求人が保護開始申請時点ですでに本件住居に係る賃貸借契約を締結し、契約期間が到来しており、安定した住居があると判断したことから、敷金等の支給要件には該当しないとして本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、契約書上の契約期間開始日の日付と実際に契約が履行され安定した住居を有する状態にあったかどうかの判断は別問題であること、敷金等の支払いが完了しないかぎり債務不履行による契約解除の恐れがあるため、契約を締結することで安定した住居があったとは言えないと解され、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）に照らし、本件処分は違法であること等主張する。

生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7問35答のとおり、礼金及び保証料については、敷金等として、必要やむを得ない場合は、転居に際し必要なものとして認定して差しつかえないとされている。

また、敷金等については、局長通知第7の4（1）カ及びキのとおり、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合及び保護開始時において安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し敷金等を必要とする場合には、必要な額を認定して差しつかえないこととされている。

さらに、課長通知第7問77答のとおり、前記局長通知第7の4（1）キの「保護開始時において、（中略）住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」については、一定の要件に該当し、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限るとされている。

そして、局長通知第7の4(1)ク及び課長通知第7問88答のとおり、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、保証料等を必要とする場合には、必要な額を認定して差しつかえないとされている。

- (3) 以下検討すると、審査請求人は、本件住居について、契約期間を令和4年4月25日からとする賃貸借契約を貸主と締結したことが認められる。

また、処分庁は、本件住居を住所として、審査請求人から同月27日付け保護開始申請書を同年5月2日に受理し、同月11日に審査請求人宅にて実地調査を行った上で、同月2日から本件住居を居住地として審査請求人の保護を開始したことが認められる。

本件申請は、審査請求人が、保護開始申請時において居住する本件住居に係る敷金等の支給を求めたものであることから、前記局長通知第7の4(1)カの転居時及び局長通知第7の4(1)クの契約更新等には該当しない。また、審査請求人は、本件住居に係る賃貸借契約を締結した後に、処分庁に対し保護開始申請していること、及び、処分庁は、審査請求人からの保護開始申請を受け、本件住居にて審査請求人と面談し、審査請求人の本件住居での生活状況を把握した上で保護開始を決定していることからすると、審査請求人は、保護開始時において安定した住居があったことが認められる。

したがって、前記局長通知第7の4(1)キに照らし、審査請求人は保護開始時に安定した住居を有する状態であったとして、敷金等を支給しなかった処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、上記の結論を左右するものではないが、本件処分の理由提示について、以下付言する。本件処分通知書には、処分の理由として、「あなたが行った敷金等の申請について、生活保護申請時にはすでに賃貸借契約書が作成され住居の契約期間が到来していることから住居の契約が成立していなかったとは認められず、安定した住居であると判断し敷金等の支給要件には該当しないため保護の申請を却下します。」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に即した主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるもの

であったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう、根拠法令についても具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

(5) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和6年11月 5日 諮問の受付

令和6年11月 6日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：11月20日

口頭意見陳述申立期限：11月20日

令和6年11月21日 第1回審議

令和6年12月19日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

(2) 局長通知第7の4(1)キは、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと（住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。）。」と記している。

なお、局長通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

(3) 課長通知第7問77答は、局長通知第7の4(1)キにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」について、「(前略) 次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。 1 居宅生活ができると

認められること。 2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。 3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。 4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれること。」と記している。

なお、課長通知は処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和4年4月19日付けで、審査請求人は、本件住居に係る賃貸借契約を貸主と締結した。なお、契約期間の始期は「令和4年4月25日から」と記載されていた。
- (2) 令和4年5月2日、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (3) 令和4年5月10日、処分庁は、審査請求人及び貸主から、住宅扶助の申請に関し、本件住居に係る賃貸借契約書の写しの提出を受けた。
- (4) 令和4年6月8日、処分庁は、審査請求人から、敷金等支給申請書の提出を受けた。
- (5) 令和4年6月15日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、本件申請を却下する方針を決定した。
- (6) 令和4年6月22日付けで、処分庁は、本件申請を却下する本件処分を行った。
- (7) 令和4年6月28日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 処分庁は、令和4年6月8日に、審査請求人が本件住居に係る敷金等（礼金及び保証金）の支給を求めた申請書を受理し、同月15日にケース診断会議を開催して検討した結果、保護開始時に安定した住居があるため、敷金等の支給要件に該当しないと判断し、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 敷金等については、局長通知第7の4（1）キのとおり、保護開始時において安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し敷金等を必要とする場合には、一定の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこととされている。

さらに、課長通知第7問77答のとおり、前記局長通知第7の4（1）キの「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」については、一定の要件に該当し、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等

が必要であると認められるときに限るとされている。

(3) 以下本件についてみる。

処分庁は、審査請求人が令和4年5月2日に生活保護の申請を行った時点において、本件住居に係る賃貸借契約の締結が完了しており、契約期間の開始日（同年4月25日）がすでに到来していたことから、審査請求人について、保護開始申請時に安定した住居を有する状態であったと判断し、局長通知第7の4（1）キに該当しないとして本件処分を行ったことが認められる。

また、処分庁は、敷金等が未払いであるとしても、賃貸借契約書第10条に定められた契約解除に係る規定において、借主が支払義務を履行しない場合に貸主が契約解除権を行使できるのは、①賃料、②共益費、③借主の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の3つが対象とされており、敷金等については規定されていない上、実際に契約解除の申入れがなされている状況でもないのであるから、敷金等の未払いによる契約解除の恐れがあり、安定した住居があったとはいえないとする審査請求人の主張には理由がないとしている。

しかし、処分庁が保護を開始するに当たって行った受付面接の記録票には、「入居費用は未納」、「お金がないので家主に生活費を借りて〔い〕る状態」との記載があり、また、新規申請調査ケース記録票においても、審査請求人に、現金・預貯金等の資産及び収入のない旨と、併せて借入金のある旨が記載されている。このように、審査請求人は保護開始申請時に手持ち金無く、敷金等のみならず賃料支払義務を履行することも不可能であったことは処分庁も認識していたところであり、貸主からの代理納付制度の願い出を受けて家賃及び共益費が処分庁から直接貸主に支払われていることも併せて考えれば、保護開始申請時に契約が締結されていたとしても、敷金等の未払いによる契約解除の可能性は否定できないと考えられる。

また、同契約書第10条第2項第3号において、「その他本契約書に規定する乙〔借主〕の義務」に違反し、当該契約を継続することが困難と認められるに至った場合にも、貸主が契約解除権を行使し得ることが規定されていることから、同契約書第6条に規定されている「敷金」（礼金80,000円及び保証金40,000円）の未払いが契約解除理由にならないと言うことはできないと解される。

以上のことから、敷金等の支払いが完了しない限り債務不履行による契約解除はあり得るのであって、契約を締結することがすなわち「安定した住居」があることになるとは解されず、保護開始時において審査請求人に「安定した住居」があったとはいえない状況であったと解するのが妥当である。

- (4) したがって、審査請求人は、局長通知第7の4(1)キにいう「安定した住居のない要保護者」に該当する者であったと解されることから、処分庁が本件申請を却下した本件処分は違法として取り消されるべきである。

第6 付言

なお、本件処分の理由提示について、以下付言する。

本件処分の通知書には、処分の理由として、「あなたが行った敷金等の申請について、生活保護申請時にはすでに賃貸借契約書が作成され住居の契約期間が到来していることから住居の契約が成立していなかったとは認められず、安定した住居であると判断し敷金等の支給要件には該当しないため保護の申請を却下します。」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に即した主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる法令や通知についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、根拠法令についても具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉